

住 所 埼玉県川口市並木四丁目16番6号

氏 名 株式会社真南風

令和 2 年 4 月 6 日 付けで申請のあった 飲食店営業
については、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 5 2 条の規定により、次の
条件を付して許可します。

令和 2 年 4 月 8 日

福島県相双保健所長 伊藤 理



条 件

- 1 許可期間 令和 2 年 4 月 8 日 か ら
令和 8 年 5 月 末 日 ま で
- 2 営業所の所在地
双葉郡浪江町大字高瀬字桜木 3 2 - 3
- 3 営業所の名称、屋号又は商号
食堂 真南風
- 4 営業の種類及び種目（条件）
飲食店営業
一般食堂

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。